

(別表1)

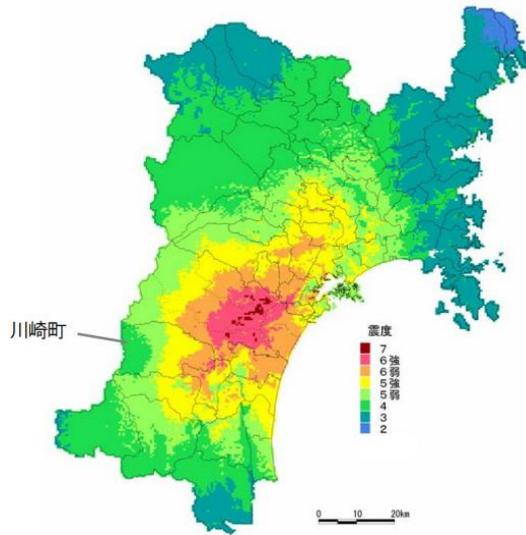
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地震について



左図の通り、宮城県が行った第三次地震被害想定調査によると、本町に大きな影響をもたらす可能性のある地震として、長町—利府線断層帯地震があげられている。また、その他の地震としては、福島盆地西縁断層帯地震があげられ、町内では最大震度7に達する恐れがある。

図 長町—利府線断層帯地震（震度分布）

資料：宮城県第三次地震被害想定調査報告書

想定地震	地震規模	町内の最大震度
長町—利府線断層帯地震 ^{※1}	Mw7.1	6強
福島盆地西縁断層帯地震 ^{※2}	Mw7.8	7

※1. 宮城県第三次地震被害想定調査報告書（宮城県/平成16年）

※2. 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部/令和2年）、地震ハザードステーション（防災科学技術研究所）よりケース1を想定

②火山について



図 蔵王山マグマ噴火時における降灰分布予想 (1000万m³/風速14.7m/s)

資料: 蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画

上図の通り、町内で想定される火山災害としては蔵王山による噴火があげられる。蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画では、水蒸気爆発とマグマ噴火の二種類を想定している。後者については、蔵王山の過去1万年間の活動のうち最大規模のマグマ噴火が発生した場合を想定しており、特に広範囲に影響を及ぼす降灰による被害では、町内の広い範囲において1cm以上の降灰堆積厚となる恐れがある。

③風水害等について

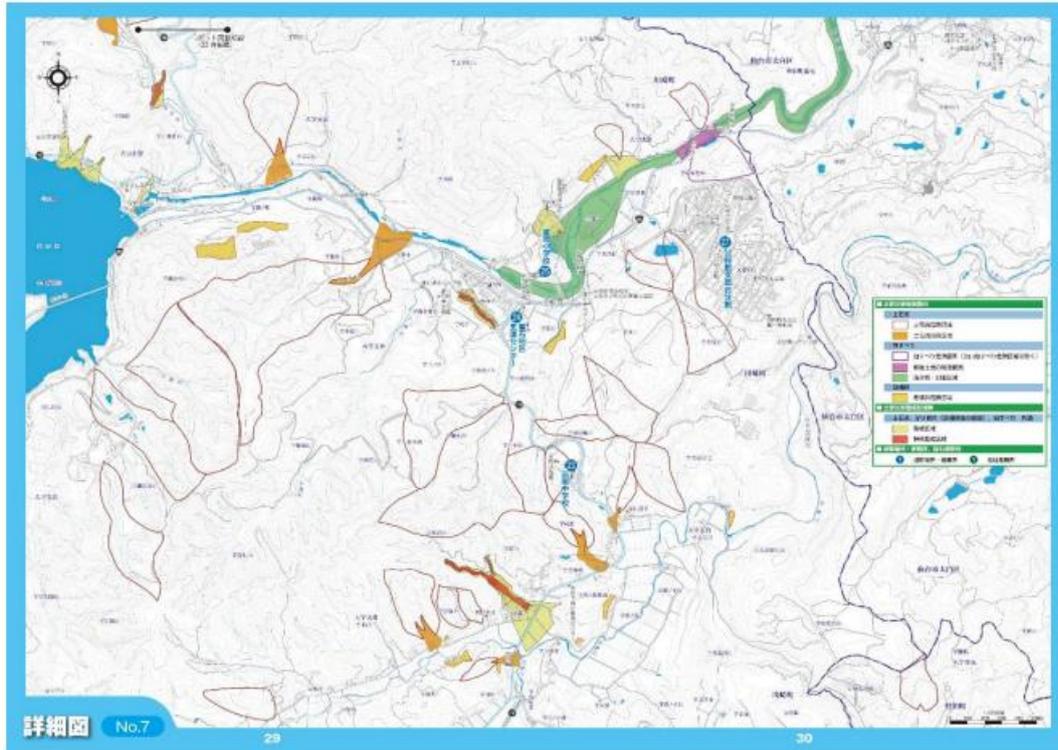


図 川崎町防災マップ

上図の通り、本町の災害履歴からも台風や大雨による冠水被害、大雪による交通の混乱や孤立集落の発生、林野火災をはじめとする大規模な火災が発生している。気候変動や異常気象による影響によって、過去に経験したことがない災害が発生する恐れがある。

(2)

①産業（大分類）別事象者数及び従業者数

	平成 24 年		平成 27 年		令和 3 年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	401	2,542	439	3,328	397	3,105
第 1 次産業	11	113	14	139	14	176
農林漁業	11	113	14	139	14	176
第 2 次産業	120	1,116	122	1,277	112	1,248
鉱業、採石業	2	11	1	4	1	5
建設業	80	456	79	451	71	444
製造業	38	649	42	822	40	799
第 3 次産業	270	1,313	303	1,912	271	1,681
卸売小売業	107	397	116	444	95	386
生活関連サービス業、娯楽業	41	167	44	278	38	246
宿泊業、飲食サービス業	31	136	44	311	36	208
医療、福祉	16	280	21	466	22	483
不動産業、物品貸付業	10	24	13	41	11	35
教育、学習支援業	3	3	4	4	6	10
学術研究専門技術サービス	8	17	11	21	8	9

業							
運輸業、郵便業	8	107	9	200	8	94	
金融業、保険業	5	28	5	26	5	25	
総合サービス業	10	70	6	34	6	45	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	1	4	1	3	
サービス業(他に分類されないもの)	28	84	29	83	35	137	

②管内商工業者数の推移

川崎町管内の商工業者数の推移では、平成27年（川崎町商工会の独自調査）と令和3年（経済センサス統計値）を比較すると、100社以上の事業者が減少している。平成27年度は川崎町商工会の独自調査による数値であり、令和3年度は経済センサスの数値のため、100社と大きく差が生じているが、地域の高齢化に伴い減少基調であり、今後も地域内の商工業者の減少は否めない状況である。

なお、商工業者数に関しては、令和3年度経済センサス基礎調査数値を宮城県商工会連合会が独自集計した数値であり、後述する同調査数値との差異が生じている。

	商工業者	小規模事業者数	小規模比率	商工会員数	会員比率
平成27年	514	468	91.0%	355	69.0%
令和3年	402	359	89.3%	311	77.3%
R3/H27 減少率	21.8%	23.2%	-	12.4%	-

（出典：川崎町商工会の独自調査・令和3年度経済センサス基礎調査）

産業分類別にみても、事業所数や従事者数が増加する業種こそあるものの、ほとんどの産業が事業所数や従事者数が減少傾向にある。推察となるが、事業主の高齢化に伴う廃業や地域の稼ぐ力の減少による従業員雇用維持や新規採用が出来ない事業所が顕著に増加していると窺える。

（3）これまでの取組

①川崎町の取組

- ・川崎町地域防災計画の策定
- ・川崎町業務継続計画の策定
- ・地区防災計画策定
- ・防災訓練の実施
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書の締結
- ・防災備品等の備蓄
- ・川崎町防災マップを作成し全戸配布及びホームページ等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

②川崎町商工会の取組

- ・災害時における会員被災状況の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策等の周知
- ・防災備品等の備蓄
- ・川崎町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書を川崎町と締結
- ・宮城県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)と連

携した各種共済ビジネス損害保険等の加入促進

II. 課題

現状では、管内小規模事業者に対する国及び宮城県の施策周知やBCP策定支援事業の漠然的な記載にとどまり、緊急時の対応についても訓練が実施されていないなど、初動対応や、応急対応について当会職員のスキル向上が課題である。

更には、保険・共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理指導・助言を実施できる当会職員が不足しているため、事業継続力強化計画に係る知識習得に努めていくことが必要である。従って、平時から人材の育成・確保についても計画的に取り組むことが重要である。

また、非常時に必要な防災設備・備品・資機材の川崎町商工会の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後計画的に備蓄の充実を図っていく必要がある。

III. 目標

本計画の目標設定にあたっては、川崎町地域防災計画を踏まえつつ地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響を考慮し、個々の企業の経営状況に合った効果的な事業継続力強化計画を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速に進め、発災後における地域経済機能の維持確保のため以下の目標を設定する。

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。
- ・小規模事業者の災害などによる事業中断から復旧等を速やかに行うため、緊急時においても優先業務を継続できるよう事業継続力強化計画の策定支援を経営改善普及事業の一環として積極的に取り組む。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、川崎町商工会と川崎町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかに復興支援策が行えるよう組織内における体制整備と関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、川崎町と連携し速やかに宮城県へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

川崎町商工会と川崎町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

川崎町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回訪問の際に川崎町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者 BCP 策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④感染症対策への対応

感染症にかかる対応として、常に新しい情報を入手し冷静に対応することを事業者にも周知する。また、感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT 活用のための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・川崎町商工会は、平成25年4月1日に大規模災害対策マニュアルを作成（詳細は別紙参照）。

(3) 関係団体等との連携

- ・宮城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象にした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・保険会社と連携し、共済・保険制度に係る説明及び契約並びに保険相談会を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の BCP 策定の取組状況を把握し、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかど

うかフォローアップを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・川崎町商工会と川崎町の連絡ルートの確認等を行う。訓練については必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発生時には、人命救助を第一として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(1) 応急対策の実施可否の確認

大規模災害マニュアルに基づく緊急連絡網等を活用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認したうえで、川崎町商工会と川崎町により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。また、感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川崎町における感染症対策本部設置に基づき川崎町商工会による感染症対策を行う。

○各団体の安否確認対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
川崎町地域振興課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
川崎町商工会	【職員】発災後 1 時間以内にメール及び携帯電話にて確認 【三役】3 時間以内に携帯電話にて確認 【役員】1 日以内に携帯電話にて確認 【会員】3 日以内に会員安否確認

(2) 安否確認の共有と関係機関等への連絡

発災後 3 時間以内には川崎町地域振興課と川崎町商工会での安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。連絡窓口等については、下記表のとおりとする。

団体名	安否結果連絡窓口	
	第 1 位	第 2 位
川崎町地域振興課	課長	課長補佐
川崎町商工会	事務局責任者	経営指導員

(3) 応急対策の方針の決定

川崎町商工会と川崎町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

方針決定は、2 者間による協議で決定することとし、応急対策を行う基準は、概ね次の判断基準とする。

大規模な被害がある	・町内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・町内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により川崎町商工会と川崎町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～4 週間	1 週に 1 回共有する
4 週間～3 ヶ月	1 ヶ月に 1 回共有する
3 ヶ月以降	3 ヶ月に 1 回共有する

・川崎町で取りまとめた川崎町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

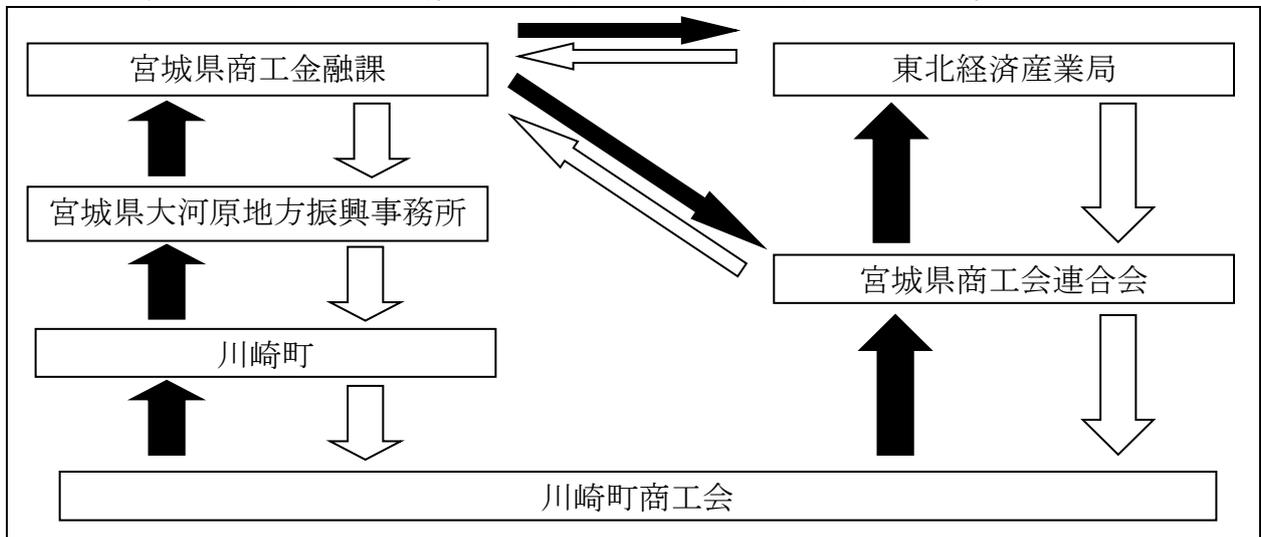
・災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。

・川崎町商工会と川崎町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・川崎町商工会は、宮城県商工会連合会を通じて宮城県及び東北経済産業局へ被害状況を報告する。

・川崎町は宮城県大河原地方振興事務所へ被害状況を報告する。

・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、川崎町商工会と川崎町が共有した情報を川崎町より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、川崎町と相談する。(川崎町商工会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況について確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県及び市の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携(位置づけ等) >

- ・川崎町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・川崎町の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

上記内容に変更を生じた場合は、速やかに宮城県に報告する。

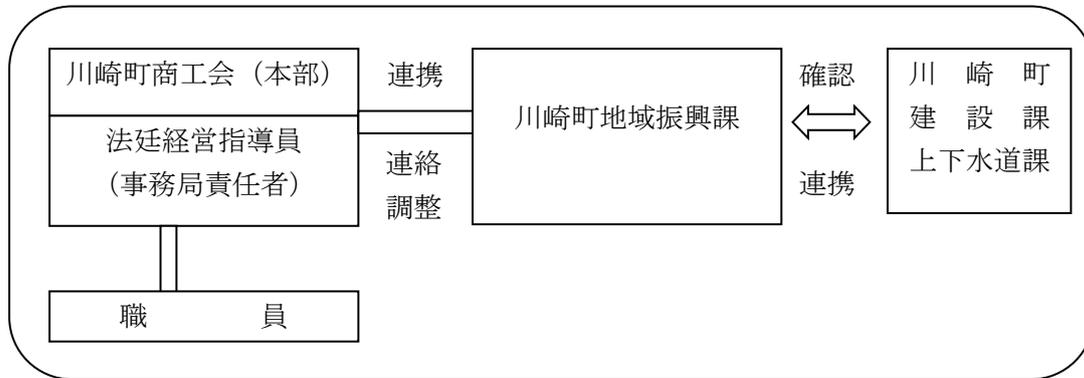
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 庄子 卓志 (連絡先は (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

川崎町商工会

〒989-1501

宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏尻29-6

TEL:0224-84-2174/FAX:0224-84-5926

E-mail:kawasaki_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

②関係市町村

川崎町地域振興課

〒989-1592

宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1

TEL:0224-84-2117/FAX:0224-84-6789

E-mail:kawa-san@town.kawasaki.miyagi.jp

※その他

上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフレット、チラシ作成費	230	230	230	230	230
・パンフレット、チラシ郵送費	70	70	70	70	70
・防災、感染対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、川崎町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。